

契約書ひな形（副業型・シニア型）利用に関する注意

契約書ひな形を利用する際には、以下の事項についてご了解ください。

- 自治体ごと、地域活性化起業人の受入のケースごとに必要な規定や条件は異なるため、契約書ひな形をそのまま利用するのではなく、必要な調整を行った上で利用することが必要です。
- 契約書ひな形を利用して生じたトラブルや損害について、総務省は一切責任を負いません。各自治体の責任と判断において利用してください。

地域活性化起業人制度（副業型・シニア型）に基づく活動に係る業務委託契約書

●●市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和3年3月30日（総行応第78号）制定）に基づいて実施する地域活性化起業人（副業型・シニア型）としての活動に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（活動の目的）

第1条 都市部からの人の流れを促進し、甲の有する地域課題の解決や地域の魅力向上のため、乙が、自身が有するノウハウなどを活かしながら即戦力として活躍することを目的として、本契約に基づき、活動するものとする。

（委託期間）

第2条 地域活性化起業人制度に基づく甲の乙に対する委託期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、甲乙協議の上、委託開始から3年以内の期間において、委託期間を延長することができる。

（業務内容）

第3条 乙は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を実施する。

- (1) ●●●●●●
- (2) ●●●●●●
- (3) ●●●●●●

(4) 前各号に関連する業務

- 2 甲は、委託期間中に、乙をして、甲の職員たる地位又は乙が所属する企業その他の団体（以下「所属企業等」という。）の従業員その他の構成員たる地位に基づく影響力を利用すること等により、甲の公務の公正性及び中立性に疑いを生じさせるおそれのある行為を行わせてはならない。
- 3 乙は、委託期間中に、甲の職員たる地位又は乙の所属企業等の従業員その他の構成員たる地位に基づく影響力を利用すること等により、甲の公務の公正性及び中立性に疑いを生じさせるおそれのある行為をしてはならない。

（地域活性化起業人の地位）

第4条 本契約書締結時点において、乙の所属企業等があるときは、乙は所属企業等の従業員その他の構成員としての地位を保有したまま、所属企業等における勤務時間その他の活動時間以外の時間を利用して本業務を遂行する。本契約書締結後に乙が所属企業等の

従業員その他の構成員としての地位を得た場合も同様とする。(※)

(※) 地域活性化起業人制度の対象は、定款等に基づき、その法人にて主たる活動に直接従事している者を対象とするものであって、単なる会員等は対象とならないため（地域活性化起業人の活用に係る Q&A、Q18）、本条における「その他構成員」には、NPO 法人等の単なる会員は含まれない。

(権利の譲渡の禁止)

第5条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(条件の変更)

第6条 甲及び乙は、本業務を実施するにあたり、本契約書その他本業務に関し取り交わす書類等（以下「本契約書等」という。）に基づく活動上の条件について予期することのできない特別な事情が生じた場合には、その対応について直ちに協議しなければならない。

2 前項の協議により必要があると認められるときは、甲及び乙は、本契約書等の変更又は訂正を行うものとする。この場合において、甲及び乙は、変更又は訂正の内容を考慮して、委託期間若しくは委託料を変更し、変更又は訂正により乙に損害その他の負担を及ぼすときは、甲は乙に対し当該費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(情報等の提供)

第8条 甲は、乙が本業務を実施するために必要な情報及び資料の提供に協力する。

2 乙は、前項の規定により提供された情報等を本業務の目的以外に使用してはならない。また、甲が提供した情報等の保管・利用については善良な管理者として注意義務を負い、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、情報等の保管・利用・返還に関する甲の別段の指示があった場合には、当該指示に従うものとする。

3 乙は、本業務を実施するに当たり、甲の承諾を得た上で、甲の事務室や設備等を使用することができる。

4 甲の事務室や設備等を破損させた場合や事故が生じた場合には、直ちにその状況を甲に報告し、甲の指示により速やかに対処しなければならない。乙に故意又は重大な過失がある場合を除いて甲の保険等を適用する。

(信用失墜行為の禁止)

第9条 乙は、甲の業務が公務であることを認識するとともに、その職の信用を傷つけ、又

は不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務等)

- 第10条 甲及び乙は、本業務の実施上知り得た相手方の秘密情報を相手方の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、既に公知であった情報や正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報についてはこの限りではない。
- 2 前項に定めるほか、乙は、本業務の実施に当たって知り得た甲の全ての情報を本業務の実施のためのみに使用し、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。
- 3 前2項の規定は、本契約の解除後及び期間満了後も効力を有する。

(権利の帰属)

- 第11条 本業務の過程において乙が作成し、甲に引き渡すべき成果物(以下「本件成果物」という。)は、甲の所有とする。
- 2 本件成果物に乙が従前から保有する知的財産権(著作権及びノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。)が含まれていた場合、甲は、本件成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- 3 乙は、甲及び甲が成果物の使用を許諾した者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- 4 前3項の規定は、本契約の解除後及び期間満了後も効力を有する。

(活動上の条件)

- 第12条 乙は、本業務の実施にあたり、一月につき4日以上かつ20時間以上の勤務に相当する業務を行わなければならない。
- 2 乙が甲の区域内に滞在する日数が一月につき1日以上含まれなければならない。
なお、当該日数については、前項にある勤務の日において、甲の区域内で勤務する場合には、その日数に換算することができる。

(業務状況の報告)

- 第13条 甲は、本業務の実施状況等について調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。次条第1項にかかわらず、甲が乙に対し報告を求めたとき、乙は、適時に、本業務の実施状況等を報告しなければならない。
- 2 乙は、本業務が完了したとき(本業務を中止したときを含む)は、甲に対し、本業務の実施内容を報告し、かつ、成果物を提出する。本業務が中止又は廃止されたときも同様とし、成果物の完成が未了のときは、乙は甲に対し中止又は廃止された時点の成果物を提出するものとする。

(報告書の提出)

第14条 乙は、毎月●日までに、前月の業務内容及び勤務時間を記載した実績報告書(任意様式)を甲に提出しなければならない。ただし、委託期間の最終月については、同月の末日までに提出しなければならない。

2 乙の所属企業等から乙の本業務の実施状況に関する照会があったときは、甲は、前項に定める実績報告書をもって、乙の所属企業等に対して回答することができる。

(報酬)

第15条 活動に係る報酬の上限額は年額●円(うち消費税及び地方消費税額●円)とし、旅費は支出した実額を支給するものとする。ただし、旅費の上限額は年額●円とする。(※)

2 前項の規定に基づき、甲から乙に支払われる報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 令和○年○月～○月にあっては、月額○○○円(うち消費税及び地方消費税額●円)とする。

(2) 令和○年○月～○月にあっては、月額○○○円(うち消費税及び地方消費税額●円)とする。

3 第一項の規定に基づき、甲から乙に支払われる旅費は、乙が支出した実額とする。

4 乙は、報酬及び旅費の支払いについて、請求書を提出する方法により、甲に対し請求するものとし、甲は、請求書を受理した日が属する月の翌月の●日までに乙の指定する口座に振り込むこととする。

(※) 自治体と起業人との協議によるものであり、ここでは年額によって定める場合を記載している。「月額○円(うち消費税及び地方消費税額●円)とする。」や「日額○円(うち消費税及び地方消費税額●円)とする。」ということもあり得る。

(損害賠償)

第16条 甲及び乙は、本業務の遂行により生じた事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)について、乙の帰責事由の内容や程度等の諸般の事情を考慮して、当該損害の賠償責任の所在及び負担等について協議により定める。

2 前項の損害が不可抗力その他甲乙いずれの責めに期することのできない事由によって生じたものである場合も前項と同様とし、甲及び乙は、協議により賠償責任の所在及び負担等を定める。

(催告による契約解除)

第17条 甲又は乙は、相手方が本契約の各条項に違反したときは、相当の期間を定めてその改善を促し、その期間内に改善がないときは、この契約を解除することができる。

(無催告解除)

第18条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約を履行することができないことが明らかと認められるとき
- (2) 本契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) 乙及び乙の所属企業等の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
- (4) 反社会的勢力が乙の所属企業等の経営に実質的に関与していると認められるとき
- (5) 乙又は乙の所属企業等が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (6) 乙又は乙の所属企業等が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (7) 乙又は乙の所属企業等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (8) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき（※）
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

（※）第3号から第8号までは、各自治体で定めている反社会的勢力に関する条項に合わせ、適宜修正すること。

（解除時の委託金の取扱い）

第19条 甲は、前2条の規定により本契約を解除した場合の報酬について、甲は乙に対し乙が実施した業務の実施状況に応じた報酬を支払うものとし、報酬の金額について疑義があるときは甲乙の協議により定めるものとする。

（契約の有効期間）

第20条 本契約の有効期間は、第10条及び第11条を除き、本契約締結の日から委託期間終了日までとする。

（誠実協議条項）

第21条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙は本契約及び地域活性化起業人制度の趣旨に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（管轄裁判所）

第22条 本契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁

判所を第一審の裁判所とする。

本契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、1通を各自保有する。

令和●年●月●日

甲 ●●●●

乙 ●●●●

[以下、余白]